平成 25 年 9 月定例会 原案可決・全会一致 議会案第 5 号

東京電力株式会社から支払を受ける賠償金を非課税とすることを求める意見書を別紙のとおり提出するものとする。

平成 25 年 9 月 17 日

提出者

郡山市議会総務財政常任委員会委員長 七 海 喜久雄

東京電力株式会社から支払を受ける賠償金を非課税とすることを求める 高意見書

東京電力福島第一原子力発電所事故について、故郷を離れ県内外への避難を余儀なくされ、未だに帰還の目途さえ立っていない人々がいる状況にある。

また、避難地域をはじめ、いわゆる風評被害にあった事業者などは、営業の再開はもちろん、日々の経営の維持に、依然困難をきたしている状況にある。

現在、福島原発事故の被災者に対し、東京電力から損害賠償金が不十分ながら支払われているが、国税庁は、営業損害のうち減収分(逸失利益)は課税対象としているため、賠償金の一部を受け取った中小企業の法人などから、「全額が補償されているわけではないのに、税金まで取られたらやっていけない」という声が起きている。

平成22年に宮崎県で家畜が口蹄疫に感染し、多くの農家に被害が出た際には、国が支給した手当金などは非課税とする法律が施行されている。

このまま、事業者や農家などの損害賠償金に課税されれば、事業の再開や継続に大きな障害となり、地域の復興にも大きな影響を及ぼすことが懸念される。

よって、国においては、下記の事項について実現されるよう強く要望する。

記

東京電力から受け取る賠償金はすべて非課税とするよう法的措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 25 年 9 月 17 日

郡山市議会